

令和6年度生涯学習講師派遣事業実施要項

1 目的

自ら主体的な生涯学習活動を行うグループに講師を派遣し、市民が行う生涯学習活動の普及、奨励及び支援を行う。

2 実施主体

宮古市教育委員会

3 事業内容

生涯学習活動に自発的に取り組むグループに講師を派遣（講師への謝礼金を宮古市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が負担する。）する。

4 グループ及び派遣講師の条件

(1) グループ

5人以上のメンバーで、生涯学習活動を行うグループ。ただし、家庭教育学級又はそれに類似する活動を目的とするグループ、営利を目的とするグループ及び特定の政治・宗教活動を目的とするグループは除く。

(2) 派遣講師

①派遣講師は、原則として宮古市生涯学習リーダーバンク（以下「リーダーバンク」という。）に登録されている指導者（以下「登録指導者」という。）とする。ただし、登録指導者以外の者も教育委員会との協議により派遣講師と認める場合がある。

②当該グループのメンバーを派遣講師とすることはできない。

5 講師派遣期間、回数及び時間

(1) 期間

原則として令和6年4月から令和7年2月末までとする。

(2) 回数

原則として3回まで（予算の状況により増減する場合がある。）とする。

(3) 時間

1回の派遣時間は、2時間とする。

6 活動場所及び講師の送迎

各グループで設定及び対応する。

7 講師派遣の手続き

(1) グループの登録

①令和6年度生涯学習講師派遣事業グループ登録申込書（様式1-1）及びグループ名簿（様式1-2。既存の名簿（氏名、住所、年代が書かれたもの）がある場合は、その写しの提出をもって当該グループ名簿の提出に代えることができる。）の提出により、登録申込をする。

②教育委員会は、グループが登録すべきものであると認めるときは、当該グループを登録し、令和6年度生涯学習講師派遣事業グループ登録通知書（様式2）の送付により登録した旨を通知する。

(2) 講師の決定

①登録指導者と交渉し、活動日時を設定する。リーダーバンクに登録されていない者を講師としたい場合は、交渉する前に教育委員会の承認を受けるものとする。

②活動実施日の2週間前までに令和6年度生涯学習講師派遣事業講師派遣依頼書（様式3）を教育委員会に提出する。

③教育委員会は、令和6年度生涯学習講師派遣事業実施連絡書（様式4）を活動実施日の3日前までにグループに送付する。

(3) 学習の実施

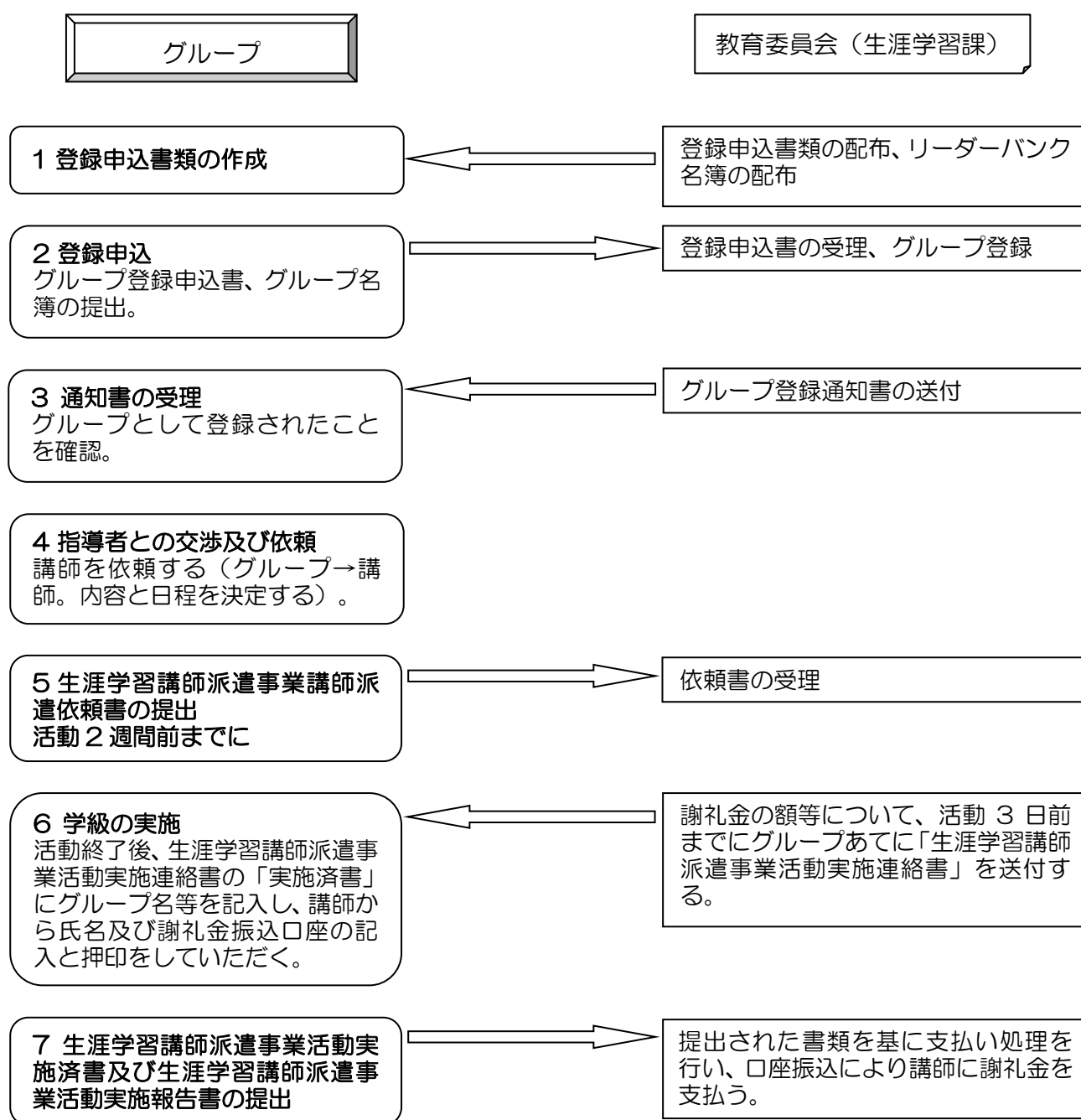
①学習の実施時に講師謝礼支払（予定）調書を講師に渡すとともに、連絡書の実施済書（教育委員会用）に実施日を記入し、講師に謝礼金振込口座番号等の記入（以前宮古市から支払いを受けたことがある方で、口座の変更がない場合は記入不用とする。）、署名及び押印をしてもらう。令和6年度生涯学習講師派遣事業活動実施報告書（様式5）及び関係資料（活動状況写真等添付）とあわせて、教育委員会に提出する。

②教育委員会は、口座振込みにより講師に謝礼金を支払う。

(4) 提出書類

提出書類は、持参及び郵送のほか、FAX及び電子メールによるものも可とする。

生涯学習講師派遣の手続きと流れ



※活動の様子を確認するため、年度を通じて1回は活動写真を提出するものとする。